

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第403号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(附属設備等の利用料金)

第2条 条例別表に定める附属設備等の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(市長による管理に関する読替え)

第3条 条例第16条第1項の規定により市長が指定運動施設の管理を行う場合にあっては、前条(見出しを含む。)、別表第10号(イ)及び(ウ)の表に規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第10号(ウ)の表及び別表第24号の表中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(雑則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、松江市スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則(平成30年松江市教育委員会規則第9号)による廃止前の松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年松江市教育委員会規則第72号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成31年3月29日松江市規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和元年8月30日松江市規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月28日松江市規則第92号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日松江市規則第14号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(1) 秋鹿なぎさ公園

設備名等	単位	基準額(日額)
放送設備	1回	1,100円
炊事用具	1個	50円

(2) 松江市営陸上競技場

(ア) 冷房及び暖房

施設名	利用区分	基準額(1時間につき)	
		一般	営利宣伝を目的とした場合
役員室		680円	830円

(イ) 設備利用料金

設備名等	単位	基準額	備考
放送設備	1回(日額)	3,130円	
競技会に必要な用器具	1日1式	4,180円	占用利用時
棒高跳1式	1日1組	200円	マット、バー、支柱のみ
走り高跳1式	1日1組	200円	マット、バー、支柱のみ
ハードル1式	1日1組(8台)	200円	
投てき距離測定装置	1日	1,030円	
屋根付きベンチ	1日1台	510円	
写真判定装置1式	1日	5,230円	Y0式スタート発信装置ゴールタイマーを含む。

(3) 松江市営補助競技場

設備名等	単位	基準額
照明設備(フットサルコート除く。)	1時間	2,080円
照明設備(フットサルコート(1面につき))	1時間	510円

(4) 松江市営野球場

設備名等	単位	基準額	備考
スコアボード	30分	200円	
放送施設	1回(日額)	3,130円	
BS0操作盤	1試合	200円	
照明施設(全灯)	30分	3,400円	高校生以下の利用は、左記金額の7割(10円未満の端数を切り捨てた額)とする。
照明施設(3/4)	30分	2,440円	
照明施設(1/2)	30分	1,900円	
照明施設(1/4)	30分	1,210円	

(5) 松江市営庭球場

設備名等	単位	基準額	備考
放送設備	1回(日額)	3,130円	
照明設備	1時間	410円	1コート

(6) こどもスポーツ広場(フットボール練習場)

設備名等	単位	基準額
照明設備	1時間	510円

(7) 松江市総合体育館

(ア) 冷房及び暖房

利用区分施設名	基準額(1時間につき)			
	アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外の催しものに利用する場合	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収せず営利宣伝を目的とした場合	入場料を徴収し営利宣伝を目的とした場合
メインアリーナ(全面)	13,980円	41,950円	41,950円	55,930円
サブアリーナ(全面)	1,730円	5,190円	5,190円	6,920円
会議室(1室)	100円	300円	300円	400円
選手控室(1室)	50円	150円	150円	200円
多目的ルーム(全面)				320円
トレーニングルーム				240円

(イ) 電気及び特殊電気

区分	基準額		備考
	3号系列点灯につき	3、4号系列点灯につき	
メインアリーナ	640円	1,540円	1、2号の点灯は施設管理者において行う。
サブアリーナ	380円	790円	
特殊電気装置	実費徴収		(コンセントを含む。)

(注) 2分の1又は3分の1を区分して利用する場合の照明は、当該基準額のそれぞれ2分の1又は3分の1の額とする。

(ウ) 設備利用料

設備名等	基準額	備考
放送設備	一式	2,390円 1日につき

電光掲示板	大 1対	3,130円	
	小 1対	450円	
吊下式映像装置	一式	88,000円	アマチュアスポーツ以外の催しものに利用する場合に限る。 1日につき
シート	メインアリーナの3分の1 又はサブアリーナの2分の1	5,230円	アリーナのスポーツ以外の利用に限る。 1日につき
長机	1脚	100円	会議室、多目的ルーム以外のスポーツ以外の利用に限る。 1日につき
折りたたみ椅子	1脚	50円	
湯沸設備	1箇所	510円	1日につき
コインシャワー	1台	100円	1回につき

(8) 松江市北庭球場

設備名等	単位	基準額	備考
照明設備	1時間	410円	1コート

(9) 松江市北公園多目的広場

設備名等	単位	基準額
照明設備	1時間	2,030円

(10) 鹿島総合体育館

(ア) 冷房及び暖房

施設名	利用区分				基準額(1時間につき)			
	アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合					
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	営利宣伝を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合	営利宣伝を目的とする場合又は入場料を徴収する場合				
メインアリーナ	7,700円	24,200円	24,200円	33,000円				
サブアリーナ	3,300円	9,900円	9,900円	13,200円				
会議室	430円	870円	870円	1,100円				
控室	320円	550円	550円	870円				

(イ) 設備利用料金

設備名等		区分	基準額(1日につき)	備考
放送設備			2,200円	
電光掲示板			3,300円	
デジタイマー			550円	
ショットクロック			1,010円	1対
シート	メインアリーナ全面		11,000円	スポーツ以外の催しものに限る。
	メインアリーナ半面		5,500円	
	サブアリーナ全面		5,500円	
長机 1脚			100円	会議室・控室以外の、スポーツ以外の催しものに限る。
折りたたみ椅子 1脚			50円	

(ウ) 電気

区分	単位	全点灯	半点灯	備考
メインアリーナ照明設備	1時間	1,150円	160円	通常点灯は指定管理者において行う。
多目的広場照明設備	1時間	320円	—	

備考 メインアリーナ照明設備について、床面積の3分の1、2分の1又は3分の2をそれぞれ区分して利用する場合は、当該電気利用料金の基準額をそれぞれ3分の1、2分の1又は3分の2の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(エ) 特別教室

区分		基準額
年会費		2,200円
指定練習日	強化育成コース	月額 7,700円
	強化選手コース	月額 8,250円

(11) 島根体育館

設備名等	単位	基準額(日額)
放送設備	1回	1,590円

(12) 八雲屋根付き多目的広場

設備名等	単位	基準額
照明設備	30分	60円

(13) 宍道総合公園テニスコート

設備名等	単位	基準額	備考
照明設備	1時間	410円	1コート

(14) 宍道総合公園野球場

設備名等	単位	基準額
照明設備(全体照明)	1時間	6,280円
照明設備(部分照明)	1時間	4,180円
放送設備	1回(日額)	1,100円
SBO操作盤	1試合	200円

(15) 八束体育館

設備名等	単位	基準額(日額)
放送設備	1回	1,100円

(16) 八束テニスコート

設備名等	単位	基準額	備考
照明設備	1時間	410円	1コート

(17) 八束総合運動場

設備名等	単位	基準額
照明設備	1時間	6,600円
放送設備	1回(日額)	1,100円
SBO操作盤	1試合	200円

(18) 美保関総合運動公園野球場

設備名等	単位	基準額
放送設備	1回(日額)	1,100円
BSO操作盤	1試合	200円

(19) 美保関総合運動公園テニスコート

設備名等	単位	基準額	備考
照明設備	1時間	410円	1コート

(20) 玉湯野球場

設備名等	単位	基準額
放送設備	1回(日額)	1,100円
SBO操作盤	1試合	200円

(21) 東出雲体育館

設備名等	単位	基準額(日額)
放送設備	1回	1,560円

(22) 東出雲中央公園野球場

設備名等	単位	基準額
放送設備	1回(日額)	1,100円
BSO操作盤	1試合	200円

(23) 東出雲中央公園テニスコート

設備名等	単位	基準額	備考
照明設備	1時間	410円	1コート

(24) その他の共通設備

設備等の名称	単位	基準額	備考
冷房及び暖房	1時間	250円	
放送設備	1回(日額)	1,100円	携帯型
シート	1日1枚	200円	
湯沸設備	1回(日額)	510円	
シャワー	1回	100円	
テント	1日1張	510円	
売店コーナー	1区画1日	1,250円	1区画4m ² 当たり。指定管理者が認可した業者に限る。
映像設備1式	1回(日額)	510円	
長机	1日1脚	50円	
折りたたみ椅子	1日1脚	20円	
ベンチ	1日1脚	50円	
石油ストーブ	1日1台	510円	
特殊電気装置	実費徴収		コンセントを含む。

(注) その他指定管理者が指示する消耗品等については、利用者の負担とする。